

排出ガス浄化システム —はじめに—

I. はじめに

自動車排出ガス50年規制は、昭和49年1月21日、環境庁告示「自動車排出ガス量の許容限度、にもとずき、運輸省が1月25日、道路運送車両の保安基準等の一部改正を発表して、施行に移されたものです。規制値は、米国で1970年に改正された大気清浄法（いわゆるマスキー法）とほとんど同じものとしております。

(1) 50年規制の内容

① 規制値

乗用車（乗車定員10人以下）…除く2サイクル軽乗用車

	50年 規 正				※48年 規 制		※低減率 (平均値)
	最 高 値		平 均 値		最高値	平均値	
	10モードg/km	11モードg/テスト	10モードg/km	11モードg/テスト	10モードg/km		%
CO	2.7	85	2.1	60	26.0	18.4	89
HC	0.39	9.5	0.25	7	3.8	2.94	91
NOx	1.6	11.0	1.2	9	3.0	2.18	45

(※ガソリン車の場合)

軽量バス・トラック（車両総重量2.5t以下）…除く2サイクル軽トラック

	50年 規 制				※48年 規 制		※低減率 (平均値)
	最 高 値		平 均 値		最高値	平均値	
	10モードg/km	11モードg/テスト	10モードg/km	11モードg/テスト	10モードg/km		%
CO	17	130	13	100	26.0	18.4	29
HC	2.7	17.0	22.1	13	3.8	2.94	28
NOx	2.3	20.0	1.8	15	3.0	2.18	17

(※ガソリン車の場合)

② 適用時期

新型車……………昭和50年4月1日以降ラインオフ車

新造車（継続生産車）…昭和50年12月1日以降ラインオフ車

ただし2サイクル車軽乗用車および輸入車……昭和51年4月1日以降ラインオフ車。